

海外経済要録

国際機関

◇ガットの規約改正

ガットは2月8日の特別総会において、低開発国の貿易促進を目的とする規約の改正を正式に採択するとともに、新規約の発効期日(本年末ないしは%の加盟国が批准を完了した日)が到来しないうちに、加盟国が現行国内法の範囲内で積極的にこれを適用するという事実上の効力発生を旨とする共同宣言を採択した。

本改正は、3部35条からなる現行規約に、新たに低開発国の貿易および開発促進の見地から第4部として3か条の追加を行ない、ガットの無差別、互恵主義の原則にもかかわらず、低開発国との貿易拡大については先進国に次のような一方的義務を負わせようとするものである。

(1) 先進国は、低開発諸国の輸出所得を増大させることが必要であると認め、これら諸国の輸出関心品目について関税その他貿易障壁(これら品目の消費増進を阻害する内国税などの財政措置を含む)の新設ないしは拡大を行わず、進んでその軽減、撤廃に努力する。

(2) 先進国は、上記貿易障壁除去の交渉において、低開発国から互恵主義に基づき代償を期待しない。

(3) 先進国は、低開発国産品に対して輸入拡大の機会を与えるため、国内産業構造の転換促進などにつき積極的に考慮する。

(4) ガットは、低開発国の貿易および開発問題に関し、国連および国連諸機関(国連貿易開発会議の勧告に基づいて設立される機関を含む)と協力し、とくに低開発国の関心の深い一次産品、製品などの交易条件の改善をはかるよう努力する。

(5) 新規約の目的達成を助長するため、低開発国の貿易、援助開発問題を統轄する貿易開発委員会を新設する。

米州諸国

◇米国、大統領経済報告の内容

ジョンソン大統領の経済報告(1965年分)が、1月28日議会で提出された。同報告は、1964年を「減税の年」と名付けて、減税による景気支持政策の成功を強調し、弾力的な財政政策による景気支持の自信を示している。ま

た、同報告は今年の景気見通しについてかなり強気の見方を打ち出している。

同報告の要点は以下のとおり。

(1) 経済の現状は、すべての面で好調であり、しかもこの間物価はきわめて安定している。1961年第1四半期以降の成長率は年平均5%とそれ以前に比べかなり高いが、一方では米国内需の成長余力もなお大きく、政策による余力の拡大も可能であるので、ここ当分従来と同様の高度安定成長を続けうる余地は十分にある。

(2) 1965年については、企業の設備投資・個人の住宅投資とも前年に続いて高水準が見込まれ、地方政府の支出も増加が予想されている。間接税の減税を中心とする大統領の諸提案が実現すれば、1965年のGNPは、6,600億ドル前後に達し、失業率も一段と低下するであろう。

(3) 予算教書で示した消費税の減税17.5億ドルと政府支出の効率化などの措置にもかかわらず、もし本年中に景気停滞を生じることがあれば、なんらかの追加的財政措置をとる用意がある。

(4) 迅速に適切な対策が講じられるならば、リセッションが不可避であるとは思われない。景気刺激策としての減税の効果については、われわれはすでに確信をえているが、議会はリセッション時における一時的減税についての迅速な措置を可能にするような立法手続きをとることが望ましい。

(5) 金融政策は、常に迅速に行動できるよう、いっさいの人為的な制約から解放されていなければならない。前年と同様本年も国際収支に対する考慮が拡張的金融政策を若干制約するであろう。しかし長期金利は、本年も安定的水準に維持されよう。

(6) 国内における銀行準備の調節は全面的に連邦準備制度の責任にゆだねることが適当であると考えられるので、連邦準備銀行の預金債務についての金証券準備を廃止するよう法律改正を要請する(要録参照)。

(7) 米国内需は1957年以来数年ぶりに完全雇用に近づこうとしており、物価・賃金の安定はますます重要となっている。物価・賃金に関するガイドポスト(経済全体の平均生産性の上昇の範囲内で賃金の引上げを行なうのが望ましいとするもの)の遵守につき労組・企業家のいっそうの協力方を要請する。

◇米国、国際収支対策の強化

ジョンソン大統領は2月10日国際収支教書を議会に提出するとともに、同18日には金融界、産業界代表を招いて民間資本流出抑制に協力を要請し、民間資本流出抑制を中心として国際収支対策を強化することになった。

1. 教書の要旨

ドルの地位は強固であり米国の金価格維持の決意は堅い。しかし国際収支改善の歩みは遅く、海外諸国のドル保有増を無限に期待しえない以上、ドルの信託を維持するためには国際収支改善の努力を一段と強化しなければならない。民間資本流出の増大という赤字要因に即して別項のような諸対策により収支尻の大幅改善をはかるが、これらの措置は国内経済の繁栄、国防、低開発国援助、貿易自由化など他の国家目的と両立させつつ推進しなければならない。

米国の国際収支改善に伴って生ずるであろう国際流動性不足に対しては、金とドルの不足を補うための国際信用の活用が必要であり、また将来必要となるかもしれない新しい準備資産創造に関する研究を続けていくべきである。金のみに基づいた国際通貨制度への逆行は問題の解決にはならない。また国際信用供与機構の強化を図らなければならないが、かかる信用供与の条件は、赤字国にデフレを、また黒字国にインフレを強いることなしに不均衡を秩序正しく是正することを保証するようなものでなくてはならない。

2. 国際収支対策の概要

教書および政府当局の説明によって明らかにされた対策の内容は次のごとく、民間資本流出抑制を主眼とするものであるが、一般的金融引締めや直接統制を回避し、金利平衡税の適用範囲拡大、銀行・企業の対外投融資自主規制を主とするものである。

(1) 金利平衡税関係

本年末までとなっている金利平衡税法の期限を1967年末まで延長し、かつ期間1年以上の銀行対外貸付けに同法を適用(いわゆるゴア修正条項による大統領命令は2月10日発布、11日発効)する。これとの権衡上、従来適用免除となっていた銀行以外の金融機関、企業、個人などの1～3年の対外債権の取得にも同法を適用する。

なお日本の国債および政府保証債については年1億ドルを限度として免税する。

(2) 民間資本流出の自主規制

イ. 銀行の対外信用

銀行に対し、本年中の対外信用残高(輸出信用を含む)を昨年末残高の5%増以内に抑制するよう要請する。ただし輸入金融はその枠内で優先度を与えられる。対外信用残高には、貸付、手形引受信用、外国銀行(米銀行の海外支店および子会社を含む)への預金、対外投資ないし外国における資産の取得などいっさいを含むものとし、その期間および金利平衡税法適用の有無を問わない。なお、低開発国、カナダ、日本

および英国については総枠内で優先的取扱いをする(大統領はこれを preferential treatment と表現したが、ロバートソン連邦準備制度理事は、「これらの国に重大な重荷を課するような削減は避ける」と説明している)。なお銀行以外の金融機関についても同様なガイドラインを設ける。

本計画の目的を達成するため連邦準備制度が中心となって銀行を指導し、関連する諸問題について協議するため銀行とともに技術的諮問委員会を設けるほか、対外信用供与残高が5百万ドルをこえる銀行は個別に管轄連銀と協議する。また本目的達成のための銀行間の協力を反トラスト法の適用外とする立法措置をとる。

ロ. 企業の対外投融資

海外事業活動を営むすべての企業に対し、それぞれ個別にその対外収支を15～20%改善するよう要請する。金利差を求めて海外で資金を運用している企業は、昨年末残高以上にこれを増加させず、出来れば1963年末水準まで減少するよう要請する。この際若干の金利差益は国家利益のために放棄するのが望ましい。また国際収支改善にすぐには役立たない新規直接投資を繰り延べ、海外子会社の株式売却を奨励し、輸出市場の開拓、米国商船保険の使用、外国での借入の促進を図るべきである。

本計画の目的を達成するため、10百万ドル以上の新規海外投資の実行については商務省に報告し、また四半期ごとに「国際収支改善に関する質問書」に記入提出し、改善実績のよくないものについては商務省が事情を聴取する。

(3) その他

イ. カナダの米国資本導入を、同国の外貨準備を安定した水準に維持する範囲に限るようカナダ政府に要請し、確約を得た。

ロ. 国防、援助等政府の対外支出をいっそう削減する。

ハ. 観光収支改善のため、内外人に対し米国観光を勧める。また海外旅行者の持帰り品に対する免税点を買入れ価格で50ドル(従来は卸売価格で100ドル)に引下げ、かつ直接持帰るものに限るよう立法措置をとる。

ニ. 米国事業債に対する外国人の投資を促進するため、税制上の優遇措置をとる。

ホ. コスト引下げおよび物価安定を通じて輸出促進の努力を強化する。

◇米国、金準備率規定の改正

米議会は2月18日連銀預金債務に対する金準備規定の廃止法案を可決、大統領に送付した。現行連邦準備法第

16条第3項は、各連邦準備銀行がその預金および連邦準備券流通高に対し、それぞれ25%以上の金額の金証券準備を維持すべき旨定めているが、本法案成立に伴い同条項中の預金債務に対する金証券準備規定および同条第18項中の関連条文が削除された。これにより約50億ドルの金が本制度の拘束を解かれることになる。今回本制度の改正が行なわれたのは、金流出と経済成長に伴う通貨量増大に伴い金証券準備率が27%台まで低下し、このままではドルの信認維持および国内金融政策の弾力性確保が困難となるに至ったためである。

本制度にみられるように保有金準備の一部を国内通貨準備に凍結するような制度は、すでに実体的な意味を失ったとしてかねて廃止を主張する意見も多くジョン財務長官も下院銀行通貨委員会による法案審議の過程において「政府が金準備の全廃を提案しない理由は、一般に与える衝撃を考慮したためで、議会在全廃を望むなら政府は反対しない」と述べている。これに対し一方では、マーチン連邦準備制度理事会議長が「連邦準備券に対する金準備規定を残すことは、マネー・サプライの過度の増大や無責任なインフレ政策に対する防禦の役割を果たすので望ましい」と証言しているのが注目される。

◇米国・カナダ自動車関税撤廃協定の調印

ジョンソン米大統領とピアソン・カナダ首相は1月16日、昨春米懸案となっていた両国間の自動車および同部品に関する関税撤廃協定に調印した。

本協定により、米国はカナダ産自動車に対する6.5%および同部品に対する最高8.5%の関税を廃止し、カナダは米国产自動車に対する17.5%および同部品に対する最高25%の関税を廃止することとなる。カナダの自動車産業はほとんど米国自動車資本の支配下にあるが、相対的な低賃金にかかわらず多車種少量生産のためコスト高を余儀なくされていた。今回の協定は、カナダの自動車メーカーによる最適車種の集中生産を可能ならしめ、自動車産業の国際分業体制確立と生産性向上に役立つものとされている。

なお、本協定の発効には議会の承認を必要とするほか、これが特定国間の特恵関税取決めとなるためガットの承認を得なければならないことになっている。

◇ブラジル、中央銀行の設立

カステロ・ブランコ・ブラジル大統領は、12月31日、中央銀行の創設などを定めた金融制度改正法案に署名し、同法は4月1日から施行されることとなった。従来ブラジルには中央銀行は存在せず、中央銀行機能は大蔵

省(通貨の発行)、通貨信用管理局(金融政策の立案施行)、ブラジル銀行(実施機関)の三者によって遂行されてきたが、今回の法律に基づき①中央銀行を設置し、これに通貨発行権を付与する。②通貨信用管理局は従来より中立的な国家通貨審議会に改組されるが、中央銀行の外にあって引き続き金融政策の立案施行に当たる。③ブラジル銀行の機能を縮小し、国庫金取扱い業務に限定するなど、金融機構の抜本的な改革が実現することとなった。その目的は、これまでしばしばインフレの原因として批判された安易な通貨政策の運営を改めることにあり、そのため政府に対する中央銀行の直接融資については事前に議会在が限度額を定める等の規制が課せられている。かかる改革は、援助の条件として強い安定政策を望む海外諸国の要請に応える政府の努力の現われでもある。

欧 州 諸 国

◇EEC理事会、輸出信用に関する取決めを決定

EEC理事会は1月25日、輸出信用に関し下記の取決めを決定した。すなわち、いずれかの加盟国またはその政府機関がベルン協定(期間5年以内)もしくは6か国が今後採用する共通の取決めと相違する輸出信用を域外国に対して供与しようとする際には、新たに設置される「輸出信用保証政策に関する審議会」に対し事前にその細目を通知することが義務づけられる。同審議会はその内容に関し疑義のある場合には、通知を受けてから7日以内に当該国に対しさらに詳細な説明を求めることができ、場合によってはEEC委員会も加わって検討を加えることとなっている。ただし同審議会およびEEC委員会は拒否権を持たない模様である。

◇EEC委員会、資本課税(間接税)の調整および撤廃に関する指令案を公表

EEC委員会は昨1964年12月末、理事会に対し資本取引に課せられる間接税の調整および撤廃に関する指令案を提出していたが、このほどその全文が公表された。

EECにおける税制の調整のうち、取引高税については昨年6月委員会より理事会に対し提案がなされているが(本月報昭和39年7月号「要録」参照)、今回はとくに資本移動の自由化および資本市場統合促進の見地から企業の資本調達に関連した間接税(資本調達税、資本収益税、印紙税等)の調整および撤廃を提案している。なお資本移動の自由化については委員会は昨年4月、第3次指令案を理事会に提出(本月報昭和39年5月号「要録」参照)したが、いまだ理事会で決定されるに至っていない。

今回の指令案の概要は次のとおり。

(1) 株式会社、合資会社、有限責任会社、その他上場、または譲渡可能証券を発行している社団、組合、法人などの設立、増資、組織変更、外国への移転などに対して課せられる資本調達税(droit d'apport capital duty)は本来全廃することが望ましいが、各国の租税収入に及ぼす影響などを考慮し、とりあえず各国間で調整する。すなわち課税対象、課税標準、税率、免税の範囲を統一する。ただし他の税制との関連を考慮し各加盟国には若干自由裁量の余地も残される。基本税率は1%とする。

(2) 株式、社債等の発行、取引所上場等に対して課せられる印紙税(droit de timbre, stamp duty)については内国証券たると外国証券たるとを問わず全廃する。これにより従来の二重課税や税率の差別適用の問題は解消する。

なお印紙税は現在すでにフランスおよびルクセンブルグでは全廃されており、西ドイツでも近く廃止される予定であるほかイタリア、ベルギーでも廃止の用意があるとみられている。

◇英蘭銀行、国際緊急借款の更新発表

英蘭銀行では、昨年11月25日ポンド防衛のため、日本を含む主要11か国中央銀行、国際決済銀行および米国輸出入銀行との間に総額30億ドルの特別借款取決めを締結したが、取決め期限の接近に伴い英蘭銀行では、本年5月末を期限としてさらに3か月間取決めを更新することにつき関係国の合意をえた旨2月11日に発表した。なお、英蘭銀行では本更新の発表と同時に、英国は本年5月末までにIMFから資金の引出し(注)を行ないたい旨を明らかにした。

(注) 現在、英国のIMF資金引出し可能額合計は2,439百万ドルであるが、すでに1,000百万ドルの引出しを実行しているため、残余引出し可能額は1,434百万ドルである。

◇英国、輸入課徴金の引下げ発表

カラハン蔵相は2月22日下院において、昨年10月26日以降実施中の輸入課徴金(15%)を10%に引き下げ、4月27日から実施する旨を発表した。なお、4月の引下げを前もって発表した点について同相は、輸入課徴金にからむ不安を取り除くとともに、輸入課徴金は決して恒常的な措置ではないことを示すためであると説明している。

◇英国、輸出振興措置の発表

英国政府ならびに英蘭銀行では、1月27日長期輸出金融の優遇を中心とする輸出振興措置を発表した。これは、さきに公布された間接税の払戻し制度に引き続き輸出振興措置である。

今回実施された輸出振興措置の概要は次のとおり。

1. 中長期輸出金融の強化

(1) 従来英国の輸出金融は、輸出信用保証局(ECGD)の保証を条件に、金額10万ポンド以上、期間3年をこえる資本財輸出について7年半まで(注)の延払分を市中銀行(手形交換所加盟銀行およびスコティッシュ銀行、以下同じ)が5.5%、7年半をこえる部分については保険輸出金融会社(IEFC)が6.5%のそれぞれ固定金利で融資してきた。今回の措置(英蘭銀行と市中銀行との間の申合せ)は、最低金額を5万ポンドに引き下げ、資本財のほか消費財にまで範囲を拡大するとともに期間15年(ECGDの融資保証限度)までの延払分をすべて市中銀行の融資対象とする(金利は5.5%)ことに改めたもので、市中銀行などがプラントなど大規模な資本財輸出に関し、外国輸入業者に対し直接行なっている信用供与(Importer's Credit)についても同様の扱いとすることが決定された。

(注) 融資期間は、62年1月から63年5月までは5年まで市中銀行、5年以上は保険輸出金融会社が担当したが、63年5月以降7年半まで市中銀行が担当することに改正された。

(2) 上記改正に伴い、英蘭銀行も次のような輸出金融優遇措置をとった。すなわち、従来市中銀行が一定の条件を備えた輸出契約に対して信用を供与した場合は、3年以上5年以内の融資期間について融資残高の30%または18か月以内に期限の到来する手形残高のうちいずれか大きい金額を限度として、英蘭銀行から5.5%(原融資と同一金利)でリファイナンスをうけること、およびその金額を流動資産に算入することが認められてきた。これに対して、今回の措置は、①英蘭銀行によるリファイナンスの範囲を5年以上の延払分にも拡大するとともに、②そのリファイナンスの限度額を、3年以上5年までの部分については従来どおり(銀行の融資残高の30%または18か月以内に期限の到来する手形残高のうち大きい金額)とするが、5年以上の分については(通常は15年程度までといわれる)、5

(注) 市中銀行が10万ポンド半年均等20回払いにより輸出信用を供与した場合

	融資残高	リファイナンス を受けうる額	(単位・百万ポンド) (流動資産算入額)
融資当初	10	3.0	3.0
1年経過後	9	2.7	2.7
2 "	8	2.4	2.4
3 "	7	2.1	2.1
4 "	6	1.8	1.8
5 "	5	1.5	1.5
6 "	4	1.2	1.2
7 "	3	0.9	0.9
8 "	2	0.6	0.6
9 "	1	0.3	0.3
10 "	0	0	0

年経過後の融資残高の全額に及ぼそうとするものである。なお、流動資産への算入は、期間のいかんを問わず従来と同様、融資残高の30%または18ヵ月以内に期限の到来する手形残高のうちいずれか大きい金額とすることが認められている(注)。

2. その他の主要輸出振興策

(1) 英国国家輸出協議会(The British National Export Council、以下B.N.E.Cという)は、中小企業がその製品を海外に輸出しようとする各種輸出機関に対して協力を要請する。

(2) B.N.E.Cは地方商工会議所に輸出クラブないしはグループを設立するよう要請する。

(3) B.N.E.Cは商務省と協力して、輸出実績の少ない会社などの製品の輸出を促進するため市場調査機関の設立を検討する。

(4) 英連邦輸出協議会(The Commonwealth Export Council)を設立して、そのもとに豪州、ニュージーランドおよびアフリカ、アジア、カリブ海地区英連邦諸国ごとに委員会を置き、B.N.E.Cと共同して輸出の振興にあたる。

◇英国、物価・所得委員会の設立

英国は、2月11日「物価と所得に関する白書」(Prices and Incomes White Paper)を発表し、所得政策を具体的に実施する新しい機関として「物価、所得委員会」(National Board for Prices and Incomes)の設立方針を明らかにした。これは昨年12月16日、政府、経営者および労組各代表が署名した「生産性、物価および所得に関する共同宣言」に基づき、ブラウン経済相が中心となって労使双方と協議を進めてきたものである。

今回設立方針が明らかにされた「物価・所得委員会」は、従来「個々の企業の賃金政策に対する勧告機関」として設けられていた所得委員会(N.I.C.、労組側は不参加)に代わって設置されるもので、①あらゆる形態の物価および所得の一般的動向を監視すること、②個々のケースについて調査し、物価、賃金、俸給ならびにその他の所得の動きが、経営者と労組が協議した後政府によって設定される基準に合致しているかどうかについて、勧告を行なうことを目的としている。また、下部組織として物価監視分科会(Prices Review Division)と所得監視分科会(Incomes Review Division)の二つを設け、それぞれ独立の分科会委員長と有識者(会計士、エコノミスト、統計家および産業界の専門家)若干名、経営者および労組代表各1名で構成することが予定されている。

◇英国、65年度経常歳出予算案を提出

カラハン蔵相は、2月22日下院に対し65年度(本年4月～明年3月)経常歳出予算のうち議会の承認を要すべき防衛費および民政費(議定費)について政府案を提出した。その概要は次のとおり(なお国債費などの既定費は議会の承認不要)。

(1) 来年度の防衛費および民政費総額は7,134百万ポンド、前年度比8.9%増(585百万ポンド増)とする。なお、物価上昇を考慮した場合の実質上昇率は5.1%(342百万ポンド増)である。

(2) 内訳をみると、防衛費は2,120百万ポンドと前年度比6.1%増(実質2.3%増)に抑えられたのに対し、民政費は社会保障関係費の増加などにより5,014百万ポンド、前年度比10.2%増(実質6.4%増)とかなり大幅な増加となっているのが注目される。

(3) なお、カラハン蔵相は上記予算案提出の際、今後国民総生産の伸びに財政支出を対応させるとの基本方針に基づき、来年度以降5か年間の公共支出(国有企業を除く)の増加率を年平均4.25%の範囲内に制限したい旨明らかにした。

◇西ドイツ、市中金利の引上げ

1月22日から実施された公定歩合引上げ(3%→3.5%、1月号「国別動向」参照)に伴い、西ドイツの市中金利は次のように変更された。

1. 貸出金利(最高限度)

(1) 短期貸出金利(期間4年未満)

最高限度(注)は、公定歩合引上げと同時に同一幅(0.5%)だけ引き上げられた。ただし実際の貸出金利については、

イ. 金融機関と顧客との間であらかじめ取り決められている金利約定に基づき、公定歩合引上げと同時に同一幅での引上げが実施されるもの(短期貸出の過半を占め、中小企業向けに多い)、

ロ. 公定歩合引上げ後に金融機関と顧客との間で信用力に応じて個々に引上げ幅を交渉するもの(主として優遇金利適用貸出)、

の二種類に分けられる。

(注) 西ドイツにおける短期貸出金利の最高限度は連邦監督局がブナデスバンクの承認を得た上で政令で規定する。ただし規定の方法は公定歩合プラス一定のマージンおよび手数料という形をとっているため、公定歩合の変更があれば貸出金利の最高限度も自動的に変更されることになる。

(2) 長期貸出金利(期間4年以上)

最高限度に関する規制はなく、公定歩合引上げの影響は直接には及ばない。

2. 預金金利

このほど連邦銀行監督局はブンデスバンクの承認を得た上で下記のとおり預金金利(最高限度)の引上げを決定し、3月1日から実施する旨を発表した。すなわち要求払預金は据置き、定期預金のうち期間1年未満ものは1.25%、1年以上のものはそれぞれ1.5%引き上げる(注)。

これと同時に、預金金利の規制対象は従来期間4年以下のものと同様に定められていたが、これを期間2年半以下のものに縮小するとともに、慈善団体などの貯蓄預金(1年未満のもの)に対しては優遇金利(他のものに比し0.5%高)を適用することにした。預金金利の規制対象範囲を縮小した理由としては、最近債券市場が不振をきわめているため、4年未満の高利の長期預金を存続させれば債券市場への資金流入がますます阻害されるという懸念があるためとみられる。

(注) 預金金利については公定歩合変更に伴って自動的に変動する制度はなく、公定歩合変更の都度連邦監督局がブンデスバンクの承認を得て預金形態別に変更するよう定められている。なおこれは貸出金利と同様、各州ごとに定めらる。

◇西ドイツ連邦議会、証券利子課税法案および証券発行税法修正案を可決

西ドイツ連邦議会はこのほどかねて審議中の証券利子課税法案および証券発行税の修正法案を可決し(下院は1月27日、上院は2月12日)両法案は成立した。新法の内容は次のとおり。

(1) 証券利子課税法(Gesetz ueber Kapitalertragsteuerいわゆる Kupontax)——昨64年3月23日政府が長期外資流入抑制策として打ち出したもので、非居住者が取得する西ドイツ証券(確定利付証券)の利子に対し25%の課税を行なうことを内容とする。ただし西ドイツで発行されるマルク建外債を非居住者が保有する場合は利子課税は免除される。永久立法で法律成立から3か月を経過した後に支払期日の到来する証券利子が課税対象となる。

(2) 証券発行税法 Kapitalverkehrsteuer-gesetzes の修正——証券利子課税法案と同時に長期資本流出促進策として提案されたもので、従来西ドイツで発行される確定利付証券に課税されていた25%の発行税を特に外国債に限り免除する扱いとしたものである。証券利子課税法と同じく永久立法で、64年12月31日まで遡及効力を持つ。

◇西ドイツ・アプス頭取の外資流入監視機関設立構想

ドイッチェバンクのアプス頭取は2月4日エアランゲンの経済団体における講演の席上、外資流入監視機関を設立すべきであるという考えを主張して内外の注目を集めた。その要旨は次のとおり。

「西ドイツ国内における外国企業が西ドイツ経済に有益な役割を果たしている点は看過すべきではないが、それでもなお外国企業の西ドイツにおける活動に対しては十分に警戒しなければならない。かかる外国投資を全く等閑視するのは適当でない。ある国が巨額の国際収支赤字を出しているにもかかわらず、引き続き西ドイツにかなりの額の直接投資を行なっているという事実をとくと考えてみる必要がある。この意味で、外国投資の現状とその動向について一種の監視機関(Evidenz ueber den Stand und die Entwicklung der auslaendischen Investitionen)を設立すべきであろう。ただし外国投資を規制したり認可事項としたりするほどのことはあるまい」。

◇フランス、市中銀行貸出最低金利の引下げ

フランスの国家信用理事会は1月28日、市中銀行貸出最低金利を以下のとおり引き下げること決定し、2月1日以降実施に移した。

	(新利率)	(旧利率)
商業手形	4.00 %	4.15 %
銀行引受手形	4.40 %	4.65 %
(フランス銀行再割適格分)		
中期信用手形	6.00 %	6.25 %
その他の貸出	一律に 0.15 %引下げ	

本措置は、最近の国内産業の不振に対処し市中貸出金利の引下げによって企業の投資意欲に若干の刺激を興えることをねらいとしたものとみられるが、同時に銀行が貸出実効金利を自主的に決定する余地を広くすることを目的としたものでもある。なお従来は市中貸出金利の変更は公定歩合の変更にスライドして行なわれており、今回のような公定歩合据置きのまま市中金利単独の変更が行なわれたのははじめてのことである。市中における金融緩和期待が強まりつつある折柄、一段とキメの細かい金利政策が打ち出されたものとして注目される。

◇フランス、株式証拠金率の引下げ

フランス証券委員会は1月22日、株式市場の不振に対処するため株式証拠金率を5~10%引き下げること決定し、25日から実施した。新旧の証拠金率は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

	(国内株式)	(外国株式)
(担保物件)		
現金または大蔵省証券	15% (20%)	30% (40%)
国債、国内債券または金	25% (30%)	40% (50%)
その他の有価証券	30% (35%)	50% (60%)

フランス、不動産金融市場整備の動き

フランスの国家信用理事会は1月28日、上記市中貸出最低金利引下げの決定と同時に以下の措置を決定した。

(1) 建築・不動産金融を行なう金融機関は今後融資条件を公表すべきこと。これに基づき国家信用理事会はこの種の金融に対する監督を強化する。

(2) 不動産金融を行なう金融機関の資金繰りが困難に陥った場合、今後はその担保権を保険会社に譲渡し資金繰りをつけることができることとする。

上記の措置は、従来ほとんど当局の規制外にあってかなり高金利で取引が行なわれていた不動産金融市場を当局の規制下におき、特定部門の高金利を是正するとともに、住宅金融を容易にすることを目的としたものである。

◇イタリア、対ソ輸出信用協定に調印

I M I (イタリア興業銀行) および Mediocanca (中期信用銀行) は2月4日、輸出促進策の一環としてソ連外国貿易銀行との間に総額400億リラ(64百万ドル)に上る輸出信用供与に関する協定に調印した。信用供与の条件は、金利6.25%、期間7年とされており、また総額400億リラのうち300億リラはイタリアからの化学工業および軽工業関係のプラント輸出にあてられ、残り100億リラは船舶の輸出にあてられることとなっている。

上記協定の成立により、イタリアとしてはすでにソ連に対し類似の輸出信用を供与している英国、フランスなども対ソ輸出競争上ほぼ同等の立場に立ちうるようになった。

◇イタリアの新5か年計画

1月29日、イタリア政府は「1965～69年の経済発展に関する5か年計画(ピエラッチェーニ・プラン)案」を決定した。

同計画は、1962年以来CNPE(国家経済計画委員会)を中心に具体化を進めてきた総合的な長期経済計画の一環をなすもので、1970年以降についても第2次、第3次5か年計画が継続的に策定されることとなっている。計画の基本線は、1962年5月の「アペルトウーラ・ア・シニストラ」路線(注)および1963年11月、64年7月における中道左派4党による政策協定におかれており、

(注) 1962年2月末のキリスト教民主大会によって確認された同党と左翼政党との協力関係の確立。

- (1) 完全雇用の達成および国際競争力を維持するに十分な成長率(年平均5%)の維持
- (2) 地域間における経済成長の不均衡是正

(3) 公共事業、社会的サービスなどの拡充、強化の3点に重点が指向されている。

計画の具体的目標は次のとおり。

(1) 1965～69年における総投資額を38兆1,500億リラ(国内総可処分所得の22.7%)とし、うち16兆5,500億リラを社会的投資(学校、住宅、保健衛生、社会保障、公共事業、科学技術振興、職業教育、都市整備、交通、通信等の各部門)などに向ける。

資金調達については、6兆5,000億リラを財政投資で、31兆6,500億リラを民間貯蓄によってまかなう。

(2) 工業部門において1,500千人の新規雇用を実現し、このうち40～45%の雇用機会は南イタリア地方において創出する。

(3) 農業部門に対し総額4兆1,500億リラを投資して、農業生産を増大し(年平均増加目標3%)、かつ生産性を向上させることによって農民1人当たり所得を、非農業部門における1人当たり所得の60%(現在53%)にまで引き上げる。

(4) 工業部門に対する総投資を11兆5,000億リラとし、(うち4兆リラを南イタリアの工業化に充当)、工業部門の生産性を年4.3%に上昇させる。

以上のほか、中小企業助成、輸出促進(増加目標は年平均11.3%)、流通機構の改善(スーパー・マーケットの開設等)および行政改革(中央集権化の排除、公共サービスの近代化等)、税制改革なども安定的経済発展の条件として考慮されている。

◇イタリア、南イタリア開発銀行の存続決定

イタリア政府は、1965年6月30日に業務終了の予定であった南イタリア開発銀行(Cassa per il Mezzogiorno、1950年8月設立)を、1980年12月末まで存続させることを1月21日に決定した。

今回の決定は、新5か年計画(1965～69年)の実施に伴い、政府が同開発銀行に対し、引き続き南イタリアにおける工業化促進の役割を果たさせるために採られた措置である。なお同銀行に対する財政支出は1965～69年の5か年間に総額1兆7,000億リラ(年平均3,400億リラ、これまでの数年間における財政支出の倍額に相当)に達する予定。

◇オランダ、新貯蓄勘定の導入

オランダの貯蓄銀行協会は、このほど新規資金の獲得を目的として下記二種類の新貯蓄勘定を導入することを決定し、本年1月1日以降実施に移した。

(1) 金利を4%(既存の貯蓄勘定金利は3.75%)とし、6

か月前の通知により引出し可能とする(既存勘定は3か月前の通知)。預入限度は従来同様設けない。緊急の場合には6か月以下の通知もしくは通知なしでも引き出せるが、この場合には(引出し額の0.25%)×(6か月—実際の通知期間)の手数料を徴求する。

(2) 金利を、中央統計局(政府機関)が毎月発表する国債(9銘柄)の平均利回りと同じにする(たとえば昨1964年中の国債利回りから算定すると4~4.5%となる)。なお貯蓄勘定に対し国債利回りと同じレートが適用されるのは世界でも初めての試みである。

◇オランダ、市中貸出最高限度規制の延長

オランダ銀行はこのほど、国内のインフレ圧力が依然として根強い現状にかんがみ、市中銀行との協定に基づく現行市中貸出最高限度規則(注)を本年も引き続き適用することを決定した。今回の措置により、本年1年間の市中貸出限度額は、基準貸出残高(1963年1~6月の各月末残高の平均)の8%増(うち、1~4月中には4%増)に押えられる。貸出限度額の増額が昨年(基準残高の10%)に比しいくぶん低目に押えられたのは、本年中の実質国民所得の伸び率が3.5%と昨年(4.5%)より低目に見込まれたためであって、引締め方針を特に強化したものではないとみられる。

(注) オランダでは信用制度管理法に基づき、1960年にオランダ銀行と市中銀行(商業銀行、農業銀行)代表者との間に市中貸出の最高限度規制に関する協定が締結され1961年から実施されてきたが、1963年1月公定歩合引下げ(4.0%→3.5%)の際停止された。しかし同年中央以降国内にインフレ圧力が顕現化したため、同年10月本規制措置を復活(8月末以降に遡及実施)現在まで継続されている。復活以後の規制内容の骨子は次のとおり。

①1963年1~6月の各月末貸出残高の平均を100とし、4か月経過ごとの月末残高を下記の範囲内に押える。

1963年8月末	104%	1965年4月末	122%
12 "	108	8 "	122 "
1964年4 "	113	12 "	126 "
8 "	113		
12 "	118		

5~8月間の貸出について期中純増を認めないのは、同期間が6月を除き概して資金需要額静期に当たったためである。なお本年1~4月間の限度額の月別内訳は、1月119%、2月120%、3月121%、4月122%。

②過去3か月における市中銀行全体の月末貸出残高の平均が上記①の各月末貸出限度額の平均を上回った場合には、限度超過貸出を行なった個々の銀行はオランダ銀行に対し、その超過相当額の無利息預金を積み立てなければならない。無利息預金の積立は過去3か月の最後の月の翌々月中央から1か月間について行なわれるが、強制預入額は1か月間の平残で達成されればよいこととなっている。

◇ベルギー、現行支払準備率の延長適用

ベルギー国民銀行は、2月中旬、現行の支払準備率を2月月中央から4月月中央まで2か月間延長して適用する旨を決定した。

ベルギーの支払準備率は、1964年8月17日以降、ベル

ギー・フランで表示された期間2年以内の負債総額に対し0.5%と定められた後、同月末から1%に引き上げられて11月月中央まで実施され、さらにこれが本年2月月中央まで延長適用されてきたものである。

なお4月月中央以降については、今後新たな決定がない限り、準備率は自動的に零となる。

今回、現行準備率の適用期間が延長されたのは、フランスおよびイタリアの安定政策ならびに英国の輸入課徴金措置などの影響を受けて輸出の鈍化、生産の頭打ち傾向がみられる反面、

(1) 昨年末以降、季節的要因およびポンド不安などによってベルギー資本の還流が続き、国内流動性が著しく高まっていること。

(2) 食料品を中心に消費者物価が依然として強含み傾向にあるうえ、賃金の上昇圧力もおお強いつことなど、国内景況が微妙な段階にあるためいましばらく景気の推移を慎重に見極める必要があると判断されたことによる。

◇オーストリア、公開市場操作拡充の動き

オーストリア政府は、かねて国民銀行に対する政府債務の一部を大蔵省証券に転換することを内容とする法案を国民議会に提出中であったが、同法案はこのほど議会通过、近く実施の運びとなった。本法は5年間の時限立法で1970年2月1日まで有効とされている。今回、公開市場操作拡充の動きが生じた直接の動機は、国民銀行の大蔵省証券保有高(公開市場操作対象分)が7.8億シリングにすぎず、最近における市中金融機関の過剰流動性を吸収するには不十分であるとされたことによる。

上記法案の概要は次のとおり。

(1) 目的……従来あまり活用されていなかったオーストリア国民銀行のオペレーション政策を活発化すること。

(2) 大蔵省証券への転換額……現在の国民銀行に対する政府債務51億シリングのうち30億シリング。

(3) 金利……政府の対国民銀行債務に対する利子負担と同様2%。

(4) 証券の期間……3か月、6月および24か月の三種類。ただし、証券購入者(実際には銀行およびその他の金融機関に限られるとみられる)が期限到来前に中央銀行に売り戻すこともできる。

(5) 証券発行コスト……国民銀行が負担。

◇ノルウェー、政府の信用規制権限強化の動き

ノルウェーにおける市中信用の規制は従来主として中央銀行と市中金融機関との間の紳士協定に基づいて行なわれてきたが、昨年2月信用規制のあり方について通

貨・信用政策委員会(政府の諮問機関)が行なった勧告に基づき、このほど各種信用規制権限を政府に付与することを内容とする法案が発表された。その要点は、①市中銀行に対する流動比率の設定、②市中金融機関(保険会社を含む)の貸出に対する直接規制、③貸出金利(最高限度)の規制、④債券発行の規制、⑤市中銀行、生命保険会社および年金基金に対する投資の強制(これらの機関がその資産の一定割合を債券投資に振り向けるよう強制できる権限を政府に付与)などとなっている。なお、上記法案は今後議会の承認を得た後、施行されることとなっている。

アジアおよび大洋州諸国

◇パキスタン国立銀行の金融引締め強化

パキスタン国立銀行は、本年1月次の金融引締め措置の強化を発表した。

(1) 輸入保証金預託制の実施(1月13日発表)、本年1月から実施された輸入制限の緩和(別記参照)に伴う輸入の急増を抑制するため、公認替銀行が Free List 品目および要ライセンス品目につき $\frac{1}{2}$ 開設を行なう場合、 $\frac{1}{2}$ 金額の25%に相当する輸入保証金を替銀行に預託させる。ただし輸入ライセンス品目で、その金額が1万ルピー以下の場合を除く。

(2) 高率適用制度の強化(1月16日発表)、最近指定銀行貸出が増勢傾向を強め、これが卸売物価、生計費などの上昇を招いている現状に対処するとともに、輸入制限緩和の推進に伴う過度の輸入増加を抑制するため、次の内容の高率適用制度の強化を実施する。

イ、高率適用対象の拡大、従来本制度は指定銀行の政府証券担保貸付についてのみ適用されていたが、今後は中小企業向け小口貸出(1件25千ルピー)を除き、全貸出に適用する。

ロ、高率適用限度額の圧縮、指定銀行に対する最低歩合(公定歩合4%)適用限度額を前四半期中法定準備金平均残高の25%(従来50%)相当額に圧縮し、これをこえる貸出につき、次のとおり段階的な高率を適用する。

- ① 法定準備預金の25~50%(従来50~100%)…公定歩合の $\frac{1}{2}$ %高
- ② 法定準備預金の50~87.5%(従来100~200%)…公定歩合の1%高
- ③ 法定準備預金の87.5~112.5%(従来200~300%)…公定歩合の $1\frac{1}{2}$ %高
- ④ 法定準備預金の112.5%超(従来300%超)…公定

歩合の2%高

なお、パキスタン農業銀行およびパキスタン工業開発銀行については高率適用が免除される。

◇パキスタン、輸入制限の緩和

政府はかねて、外国援助の導入に努める一方、第2次5ヵ年計画開始(1960年)以来、工業生産の増強と物価安定をねらいとして輸入制限の緩和を進めてきたが、本年1月10日発表した1~6月の輸入政策においてもこの方針を更に推進することとなった。

すなわち、主として工業用原材料を対象に輸入規制の緩和を図り、輸入緩和品目として新たに次の品目を加えた。

①道路ローラー1品目をOGL(包括輸入許可)品目(従来33品目)に追加、②板ガラス(鏡工業用)、亜麻然糸(消火ホース工業用)、ゴム糸(メリヤス、レースおよび組ひも工業用)、写し絵(陶磁器工業用)、ナイロンおよび動物の毛(ブラシ工業用)の5品目を要ライセンス品目(従来98品目)に追加、③ビール、各種紙類をボーナス(輸出報償)リストに追加。

◇フィリピン中央銀行、預金金利を引上げ

フィリピン中央銀行は、1月1日銀行(農村銀行を除く)預金金利の引上げ(年0.5%)を実施した。

これは物価上昇の背景となっている民間余剰資金の吸収をねらいとしたもので、その内容は次のとおり(カッコ内は旧金利)。

(1) 貯蓄預金

- イ、商業銀行、最高年利4%(3 $\frac{1}{2}$ %)
- ロ、その他銀行、最高年利4 $\frac{1}{2}$ %(4%)

(2) 定期預金(90日以上)

- イ、商業銀行

90日	年利 4 $\frac{1}{4}$ %(3 $\frac{3}{4}$ %)
180日	〃 4 $\frac{1}{2}$ %(4%)
270日	〃 4 $\frac{3}{4}$ %(4 $\frac{1}{4}$ %)
360日	〃 5%(4 $\frac{1}{2}$ %)
- ロ、その他の銀行

90日~180日	年利 4 $\frac{3}{4}$ %(4 $\frac{1}{4}$ %)
180日超	〃 5%(4 $\frac{1}{2}$ %)

◇フィリピン政府、ドル建外貨債発行

フィリピン政府は、1月19日米国市場でドル建外貨政府債の発行に成功(後進国としてはメキシコについて2番目)した。発行条件は次のとおりであるが、これによる資金は公共事業経済開発基金に積み立てられ、政府の

決定する公共事業および経済開発事業に使用されることになっている。

- (1) 発行額 15百万ドル
- (2) 表面利率 6.5%(金利平衡税免除)
- (3) 期間 15年
- (4) 発行価格 98.5
- (5) 応募者利回り 6.66%
- (6) 手数料 4%

なお、引受けシジケートはインベストメント、バンカー30社で、クーン・ループ、ホワイト・ウェルド、レーマン・ブラザースの3社が幹事会社である。

◇イラン、預金金利の最高レート設定

イラン中央銀行は、市中銀行の預金金利の最高利率を新たに設け、当座預金ならびに定期預金については1月2日から、また貯蓄預金については3月21日からそれぞれ次のとおり実施する旨発表した。

- (1) 当座預金 無利息
 - (2) 定期預金
 - 30日未満 //
 - 30日～90日未満 年利 2%
 - 90日～180日未満 //
 - 180日～1年未満 //
 - 1年～
 - 2年未満 年利 5.5%
 - 2年以上 //
 - 6%
 - (3) 貯蓄預金
 - 2万リアルまで //
 - 5%
 - 2万リアル超～
 - 5万リアルまで //
 - 3.5%
 - 5万リアル超～
 - 10万リアルまで //
 - 2%
 - 10万リアル超 無利息
- (1ドル=75.75リアル)

なお、今回の措置は、従来預金金利についての統一的な定めがないところから銀行間の預金獲得競争が激化しており、銀行協会もかねてからその対策として預金の最高利率設定を要望していた事情に基づきとられたものである。

◇昨年の香港貿易動向

昨年の香港貿易は前年に引き続

き好調裡に推移した。すなわち、貿易総額は14,335百万香港ドル(2,509百万米ドル)で、うち輸出は5,784百万香港ドル(1,012百万米ドル)、輸入は8,551百万香港ドル(1,496百万米ドル)と、いずれも前年を16%上回った。輸出のうち地場製品の輸出は同地の軽工業の発展を映じて前年並みの15.5%の増大を示し、また過去2年間8%の伸びにとどまっていた中継輸出も、マレーシア紛争を主因にインドネシア向けが激増(前年の4.7倍)したため17%の増加をみている。主要相手国別、および商品別実績は次表のとおりで、その特徴として次の諸点が指摘される。

- (1) 輸出先では西ドイツ、米国、英国が著増を示した。
- (2) 輸出商品では雑貨(プラスチック製玩具、造花等)の伸びが著しく、その輸出額は繊維一次製品を若干上回った。
- (3) 輸入先では中共、日本、米国、マレーシアが大幅に伸びているが、特に中共は483百万香港ドル(85百万ドル)、32%(63年の伸び率23%)の激増(中共の対香港出超額は1962年197、63年248、64年334各百万米ドル)となっている。
- (4) 輸入商品では機械、繊維一次製品の増加が目立っている。

主要相手国別実績

(単位・百万香港ドル)

	輸 出				輸 入		
	金額	構成比	前年比		金額	構成比	前年比
米 国	1,273.7	22.0%	26.0%	中 共	1,969.9	23.0%	32.4%
英 国	1,023.4	17.6%	12.8%	日 本	1,549.3	18.1%	25.0%
マレーシア	511.5	8.8%	6.0%	米 国	983.0	11.4%	25.3%
日 本	317.5	5.4%	3.8%	英 国	838.2	9.8%	△ 2.5%
西ドイツ	302.9	5.2%	33.3%	マレーシア	278.7	3.2%	41.3%
総 額	5,783.5	100.0%	15.9%	総 額	8,550.5	100.0%	15.4%

△は減少

主要商品別実績

(単位・百万香港ドル)

	輸 出				輸 入		
	金額	構成比	前年比		金額	構成比	前年比
繊維二次製品	1,641.6	28.3%	17.6%	繊維一次製品	1,403.0	16.4%	22.9%
雑 貨	913.6	15.8%	40.3%	ク 原 料	564.4	6.6%	12.2%
繊維一次製品	910.6	15.7%	15.3%	機 械	424.4	4.9%	23.2%
電 気 製 品	209.7	3.6%	21.8%	電 気 製 品	409.3	4.7%	18.7%
				(食 料 品 類)	(2,012.4)	(23.5%)	(16.0%)

◇香港、預金金利などの引上げ

香港為替銀行協会は、1月11日銀行預金金利の最高限度を次のとおり、年0.75～1.25%方引き上げることと決定、即日実施した。

(1) 外国銀行

定期預金3ヵ月物 年5.75%(従来年4.5%)

6 ヶ 〃 (〃 4.75%)

1年物 〃 (〃 5.0%)

通知預金7日しぼり年5.0%(〃 4.0%)

(2) 中国系銀行

預金金利協定による銀行ランク(A1、A2、B1、B2)別の金利格差(外国銀行に比べ年利0.75～1.75%高)の存続を認める(通知預金は外銀と同じ)。

一方英系3行は2月1日から貸出金利について、年0.75%方の引上げを実施し、日系以外の外銀および中国系銀行もこれに追随した(日系3行は昨年12月0.5～1%引上げ済み)。

今回の預金金利の引上げは、ロンドンに比べ割安な市場資金に対する海外需要の漸増から大量の資金流出の兆候が生じてきたため、その防止策としてとられたものとされている。また英系銀行の貸出金利引上げも同様事情のほか、好調な経済拡大による資金需要が旧正の関係もあり一段と増大することが見込まれるに至ったためであり、さらに一部には英ポンド強化策の一環とみる向きもある。

◇マカオ、パタカ貨の対エスクード・レート切下げ

マカオ政庁は、さる1月5日パタカ(Pataca)貨の、ポルトガル本国の通貨であるエスクード(Escudo)に対するレートを従来1パタカ対5.5エスクードから5.0エスクードに改めた。

今回の措置は最近、エスクードの実勢相場が強調(1米ドル22エスクード見当と伝えられる。平価では1米ドル28.8エスクード)を示し、為替操作による交換差益の獲得をねらう投機筋の跳梁が目立ってきたために採られたものといわれている。しかし香港におけるパタカの自由相場は同措置実施後も全く変動せず、1香港ドル約1.025パタカと従来水準を保っていると伝えられている。

◇豪州、十進法幣制の採用

豪州政府は、かねてより現行の十二進法によるポンド幣制を十進法によるドル幣制に切り替えるべく準備中であつたが、このほどその実施日を1966年2月14日(月曜)と正式に決定、さらに切替え準備のため銀行業務を前4

日間(2月10～13日、ただし12、13日は土、日曜のため休日)休止する旨発表した。

なお、新通貨1ドルは現行10シリング相当(邦貨換算403円20銭)とし、その百分の1を1セントとすることとなっている。

共産圏諸国

◇ソ連、昨年の国民経済発展計画の実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局の発表(2月5日)によれば、64年の経済発展計画の遂行実績は次のとおりである。

主要指標

(前年比増・%)

	1962年	1963年	1964年	1965年 (目標)
国民所得	6	4.6	7	8.0
工業総生産	9.5	8.5	7.1	8.1
うち生産財	11	10	—	8.2
消費財	7	5	—	6.5
農業総生産	1.2	—	12	—
国家投資総額	9	6	8	10
うち農業	14	13	—	—

(注) —線の箇所は不明。

主要工業生産物の生産高

	1964年生産高	63年比増減
電力(十億kwh)	459	11%
石油(百万トン)	224	9
銑鉄(〃)	62.4	6
粗鋼(〃)	85.0	6
鉱物性肥料(〃)	25.6	28
プラスチック(千トン)	720	22
化学繊維(〃)	361	17
工作機械(千台)	184	1
冶金設備(千トン)	233	-2
化学設備(百万ルーブル)	342	19
トラクター(千台)	329	1
穀物コンバイン(〃)	83.6	1
綿織物(十億m ²)	5.4	6
毛織物(百万m ²)	471	0.2
縫製衣料(十億ルーブル)	9.2	-3
テレビ(百万台)	2.9	18
冷蔵庫(〃)	1.1	25
洗たく機(〃)	2.9	25
食肉・同製品(〃)	4.2	-23
バター(千トン)	952	8
乳製品(百万トン)	10.4	9